

処分対象財産表

整理番号	264
------	-----

作成年月日：令和 8 年 8 月 26 日

基本事項	口 座 名	署所在地交番広原連絡所跡地		
	前 用 途	連絡所	担 当 課	管財課
	所 在 地	加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7		
	住 居 表 示	加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7		
	面 積 (登記簿面積)	501. 51 m ² (501. 51 m ²)	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地)

敷地状況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	・ 台形状の土地 ・ 大部分は平坦であるが、西側は法面になっています。		
	道路の状況	・ 対象地東側で幅員約 10mの建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路（道路管理者：宮城県）に等高で接道しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(平成 30 年 1 月)	国土調査	済(昭和 49 年 6 月)
	占有物	・ 敷地南側に隣地の間知ブロックがあり、この一部が対象地内に越境しています。(隣地所有者と県の間で確約書有)		
	付属物等	・ 敷地北側にコンクリートブロック塀が残置されており、基礎の一部が隣地に越境しています。 ・ 敷地平坦部分は、周囲に進入防止のための木柵が設置されています。		

法規制等	都市計画法・建築基準法	都市計画		都市計画区域内（非線引き）		
		用途地域	種 別	用途指定なし		
			建ぺい率	70%	容積率	200%
		地区・街区等				
		建築物の制限		・道路斜線制限（勾配：1.50） ・隣地斜線制限（勾配：1.25） ・建築基準法第22条第1項（屋根性能） ・建築基準法第23条第1項（外壁）		
	その他の法令	法令及び規制の名称		・宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法） ・宮城県屋外広告物条例における第2種許可地域（屋外広告法）		

防災・災害関係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪水：区域外 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外

諸 事 項	供給施設・ 排水施設の 状況	電気	接面道路に配線有り	ガス	なし (プロパンガス使用)
		上水道	接面道路に配管あり (本管口径：100mm) 引込あり	下水道	接面道路に配管あり (本管口径：200mm) 引込なし
		備考	・ 接面道路に配線があります。引き込みに要する経費等については、買受者の負担になります。 ・ ガスについて、都市ガスの供給エリア外です。詳細は、各ガス供給会社にお問い合わせください。 ・ 上水道については、引き込みがされておりますが、敷地内に量水器を確認できておらず、現在使用可能かどうかは不明であり、機能の保証はできません。量水器の再設置が必要な場合に要する費用等については、買受者の負担になります。詳細は、加美町上下水道課にご確認ください。 ・ 下水道については、宅内に汚水枡が設置されていますが、接面道路の本管と接続されていません。本管との接続（引き込み）に要する費用等については、買受者の負担になります。詳細については、加美町上下水道課にご確認ください。 【電気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガス】 各ガス供給会社 【上下水道】 加美町上下水道課		
	交通機関	鉄道等	JR 陸羽東線「西古川」駅まで約 4.1 k m		
		バス	加美町住民バス「広原地区公民館」まで約 0.4 k m（徒歩約 6 分）		
	公共施設等	加美町役場 約 2.8 k m（徒歩約 39 分） 加美町立広原小学校 約 0.18 k m（徒歩約 3 分） 加美町立中新田中学校 約 3.0 k m（徒歩約 41 分）			

	その他参考事項 ・ 対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・ 前記の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 ・ 対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・ 公図上、対象地と接面道路の間には「水」がありますが、「水」を含めて道路区域となっており、有効に出入り可能であれば、接道要件は満たしております。詳細については、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・ 敷地西側の法面が、宮城県建築基準条例第5条（いわゆるがけ条例）の規制対象となる場合には、居室を有する建築物の構造に規制がある場合があります。詳細は、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・ 敷地の地盤強度、土壌汚染の有無、地下埋設物の有無については、調査を行っていないため不明です。調査及び改良等が必要となる場合、費用は買受者の負担となります。
--	---